

◎新潟県告示第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

湯沢町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 湯沢都市計画下水道事業

(2) 名称 湯沢町公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年12月25日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和59年新潟県告示第3049号、平成元年新潟県告示第3105号、平成6年新潟県告示第3183号、平成13年新潟県告示第153号、平成20年新潟県告示第432号及び平成26年新潟県告示第1411号の事業地のうち湯沢町大字湯沢字大川原、字川原、字布場、字山田、字大石田、字幅下、字湯ノ沢、字石畑、字宮浦、字宮ノ前、字熊野、字主水、字町裏、字清水田、字島田、字滝沢、字七水口及び字石白並びに大字神立字奈良山、字神立内山、字石白、字原新田、字宮林、字小原、字薬師堂、字原及び字野首地内を削る。